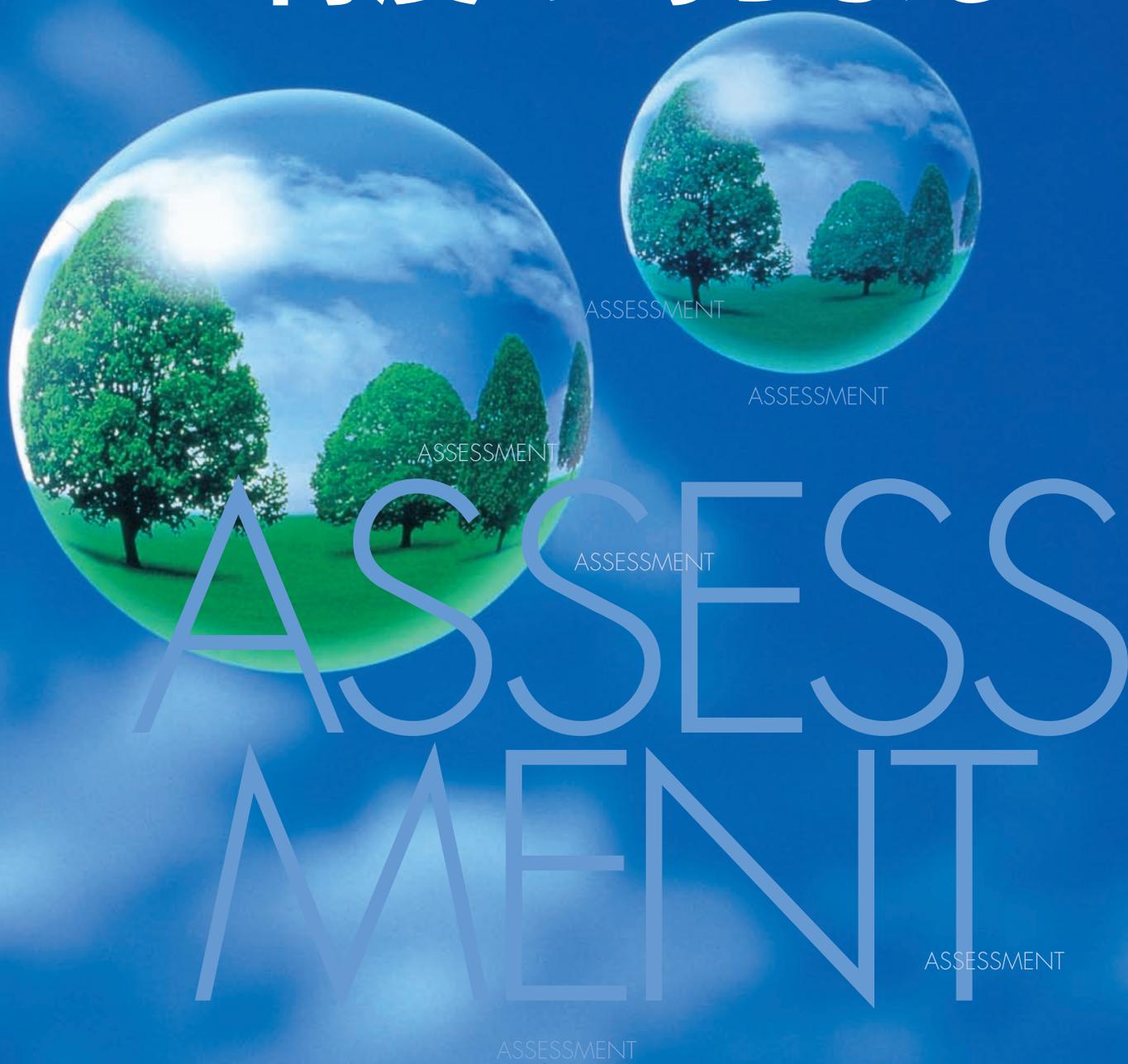


環境アセスメント 制度のあらまし



環境アセスメント制度のあらまし

Environmental Impact Assessment

1.環境アセスメントとは？	1
2.我が国の環境アセスメント制度	2
3.環境影響評価法（環境アセスメント法）について	3
(1) 法律の目的	3
(2) 環境アセスメントの対象となる事業	4
環境アセスメントの対象事業一覧	5
(3) 環境アセスメントの実施者	5
(4) 環境アセスメントの手続き	6
環境アセスメントの手続きの流れ	6
第2種事業の判定（スクリーニング）	7
環境アセスメント方法の決定（スコーピング）	8
環境アセスメントの実施	10
「準備書」の手続き	11
「評価書」の手続き	12
事業内容の決定への反映	13
事後調査	13
特例	13
4.地方公共団体の環境アセスメント制度	14
地方公共団体の制度の現況	14
環境影響評価法と条例の関係	14
5.戦略的環境アセスメントへの取り組み	15
戦略的環境アセスメントとは	15
国の取り組み	15
6.環境アセスメントをより詳しく知りたい人のために	16
環境影響評価情報支援ネットワーク	16
環境影響評価書の閲覧	16
都道府県・政令指定都市の環境アセスメント担当部局一覧	17

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためにダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に悪影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による環境への悪影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業により得られる利益や事業の採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。



環境アセスメントは、1969年（昭和44年）にアメリカにおいて世界で初めて制度化されて以来、世界各国でその制度化が進んできました。

我が国では、1972年（昭和47年）に公共事業について環境アセスメントが導入されたことに始まり、その後、昭和50年代半ばまでに、港湾計画、埋立て、発電所、新幹線についての制度が別々に設けられました。このような別々の制度による環境アセスメントが実施されるなかで、統一的な制度の確立が必要となり、1981年（昭和56年）に「環境影響評価法案」が国会に提出されましたが、1983年（昭和58年）に廃案となりました。

法案の廃案後、法律の代わりに政府内部の申し合わせにより統一的なルールを設けることとなり、1984年（昭和59年）に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されました（この閣議決定による制度を「閣議アセス」といいます）。このほか、地方公共団体においても条例・要綱の制定が進められました。

その後、1993年（平成5年）に制定された「環境基本法」において、環境アセスメントの推進が位置づけられたことをきっかけに、制度の見直しに向けた検討が始まりました。

その結果、新しい環境政策の枠組みに対応するとともに、諸外国の制度の長所を取り入れ、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法の制定までの経緯

(年)

1969	アメリカ「国家環境政策法（NEPA）」制定	世界初の環境アセスメント制度
1972	「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解	公共事業について、アセス制度を導入
1981	旧「環境影響評価法案」国会提出（1983年廃案）	
1984	「環境影響評価の実施について」閣議決定	法律ではなく、行政指導による制度化
1993	「環境基本法」の制定	環境アセスメントを法的に位置づけ
1997	「環境影響評価法」制定	環境アセスメントの法制化
1999	「環境影響評価法」施行	

(1) 法律の目的

環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことは環境の悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても大事であるとの考えのもとに作られています。

そして、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

環境影響評価法の目的

環境アセスメントの手続きを定める

環境アセスメントの結果を事業内容に反映させる

事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにする

特徴1 環境アセスメントの法制化

環境影響評価法制定の意義の一つとして、法律による制度としたことが挙げられます。これは、環境影響評価法以前の行政指導による制度が事業者、国民、地方公共団体など立場の異なる主体のルールを定めるのに適していないこと、手続きの実施を義務づけられないこと、アセスメントの結果を許認可に反映できないことなどの限界を持っていることによるものです。

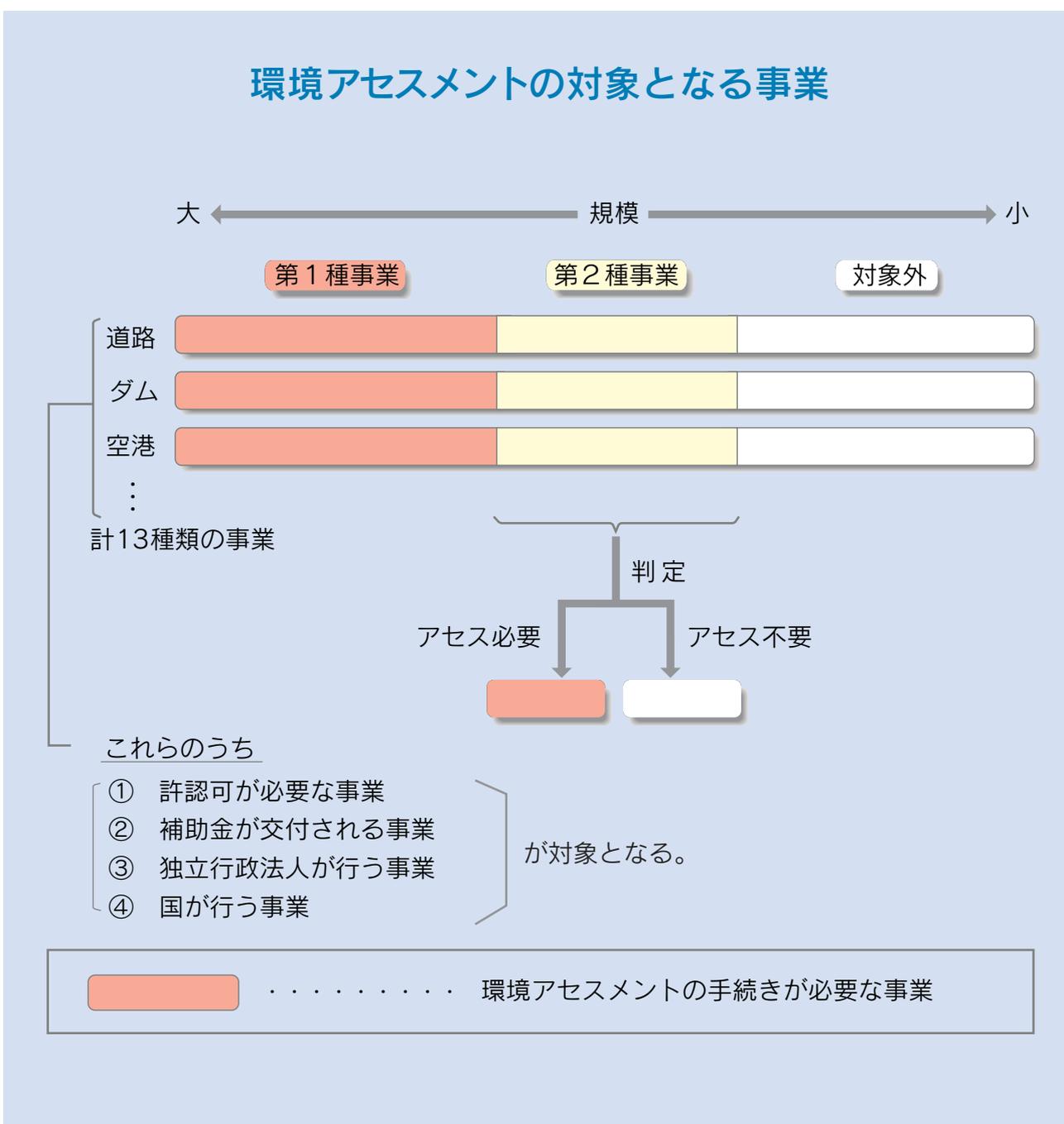
形 式	法律
制度の性格	事業者、国民、地方公共団体間の明確なルール
拘束力	事業者に実施を義務づけ

(2) 環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続きを必ず行うこととしています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続きを行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第1種事業」のすべてと、「第2種事業」のうち手続きを行うべきと判断されたものが、環境アセスメントの手続きを行うことになります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。



環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 山のみち地域づくり交付金により整備される林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2500m以上	滑走路長1875m～2500m
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて	出力2.25万kW～3万kW 出力11.25万kW～15万kW 出力7500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業 (*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画 (*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

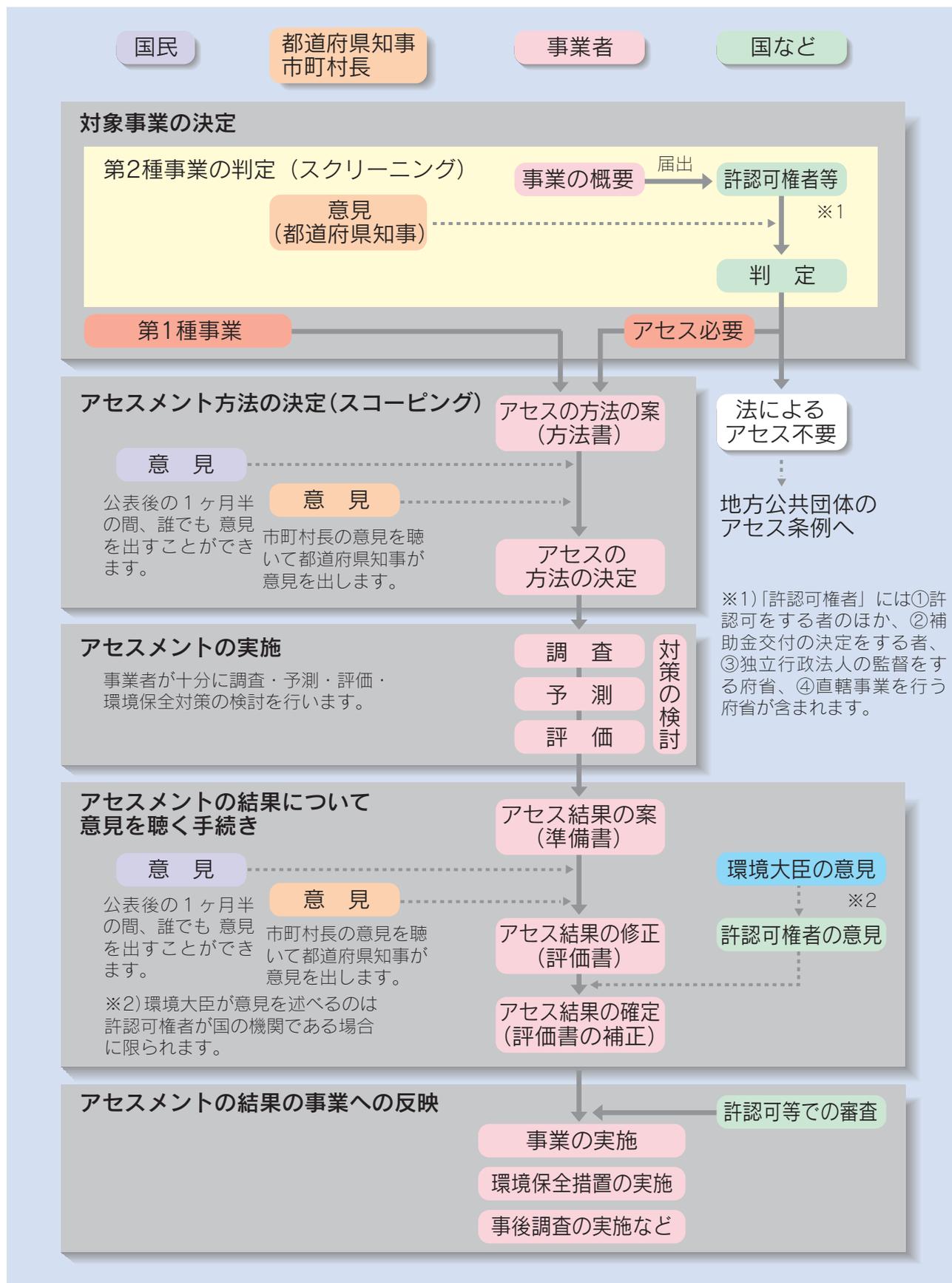
(*2) 港湾計画については、港湾環境アセスメント（13ページ参照）の対象となる。

(3) 環境アセスメントの実施者

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。これは、そもそも環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当だからです。また、事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査、予測、評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。

(4) 環境アセスメントの手続き

環境アセスメントの手続きの流れ



第2種事業の判定（スクリーニング）

開発事業について環境アセスメントを行うかどうかを決める手続きのことをスクリーニングと呼びます。スクリーニングとは「ふるいにかける」という意味です。

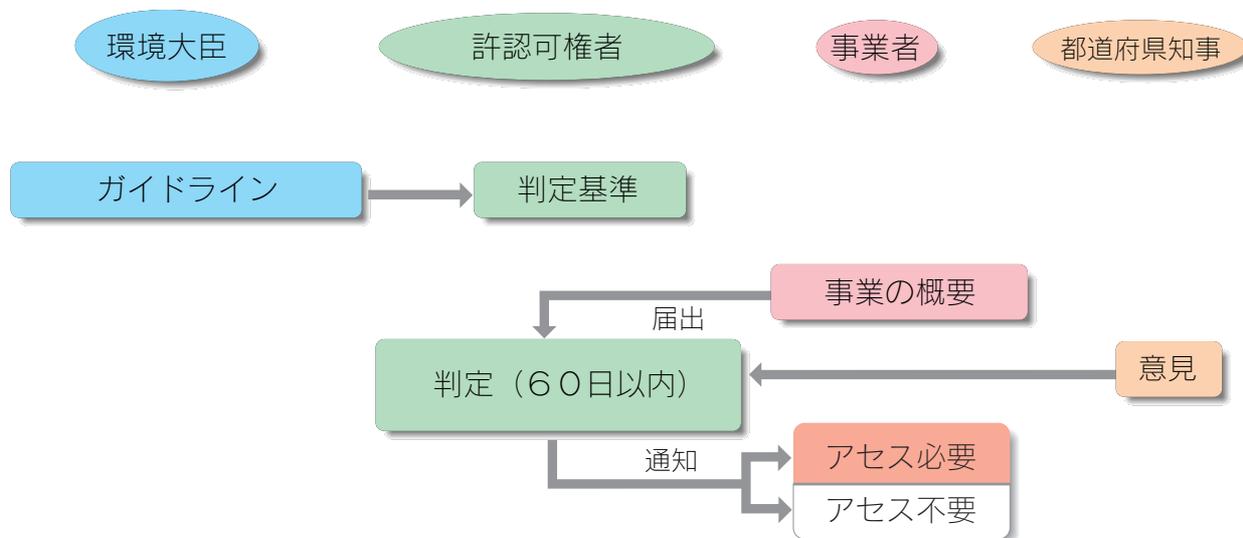
環境影響評価法で環境アセスメントの対象となる事業は、事業の規模によって定められています。しかし、環境に及ぼす影響の大きさは、事業の規模だけによって決まるわけではありません。

例えば、学校のような施設や水道原水の取水地点付近の事業、多くの野鳥のすみかとなっている干潟を埋め立てる事業などは、規模は小さくても、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、必ず環境アセスメントを行う事業（第1種事業）に準じる大きさの事業（第2種事業）については、環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定することになっています。

判定は、事業の許認可をする者（例えば、道路であれば国土交通大臣、発電所であれば経済産業大臣）が、判定基準にしたがって行います。なお、判定に当たっては、地域の状況をよく知っている都道府県知事の意見を聴くことになっています。

スクリーニングの手続き



規模が小さくても環境アセスメントを行う必要がある事業の例

事業の内容による基準

- ・ 大気汚染物質が多く発生する燃料を使う火力発電所
- ・ 他の道路と一体的に建設され、全体で大きな環境影響が予想される道路

地域の状況による基準

- ・ 近くにイヌワシの営巣地があるダム
- ・ 国立公園に影響が及ぶ事業
- ・ 大気汚染物質（窒素酸化物等）が環境基準を超えている地域を通る道路

環境アセスメント方法の決定（スコーピング）

環境アセスメントは、事業の内容を柔軟に変更できるような早い段階で行うほど、高い効果を上げられます。

また、事業が環境に及ぼす影響は、事業が行われる地域によって異なるので、環境アセスメントも地域に応じて行う必要があります。例えば、同じ道路を作る場合でも、自然が豊かな山間部を通る場合と、大気汚染の激しい都市部を通る場合とでは、環境保全のために対応すべき問題は違ってくるので、環境アセスメントで評価する項目も地域に応じて選定する必要があります。

この2つの点に対応して、環境アセスメントの方法を確定するに当たっては、地域の環境をよく知っている住民の方々をはじめとする一般の方々や、地方公共団体などの意見を聴く手続きを設けています。事業計画のより早い段階で有益な環境情報や一般の方々の環境に関する関心事を意見として聴くことによってその意見を柔軟に反映でき、また、地域の特性に合わせた環境アセスメントが行えるようになります。

この手続きのことを、「スコーピング」と呼んでいます。「スコーピング」とは、「しぼりこむ」という意味です。

具体的には事業者は、「環境影響評価方法書」（方法書）を作成し、都道府県知事、市町村長に送付します。方法書とは、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。いわば、環境アセスメントの設計書に当たります。また、方法書を作成したことを公表（公告といいます）し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所などで、1ヶ月間、誰でも見られるようにしておきます（縦覧といいます）。

方法書の内容について、環境保全の見地からの意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。事業者は、提出された意見の概要を都道府県知事と市町村長に送付します。その後、都道府県知事は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

事業者はこれらの意見を踏まえ、環境アセスメントの方法を決定します。

特徴2 スクリーニング、スコーピングの導入

環境影響評価法以前の環境アセスメントでは、事業の内容がほぼ固まってから手続きを行うので、環境アセスメントの結果を事業の内容に反映させるのが難しいという問題点や、事業ごとの違いを無視した画一的な環境アセスメントになっているとの問題点が指摘されてきました。

環境影響評価法による環境アセスメントにおいては、スクリーニング、スコーピングが導入されたことにより、事業計画のより早い段階から、地域の個性に応じた環境アセスメントができるようになってきました。例えて言えば、できあがったものを選ぶ「既製型アセス」から、注文の段階から自分の好みを活かす「オーダーメイド型アセス」への転換です。

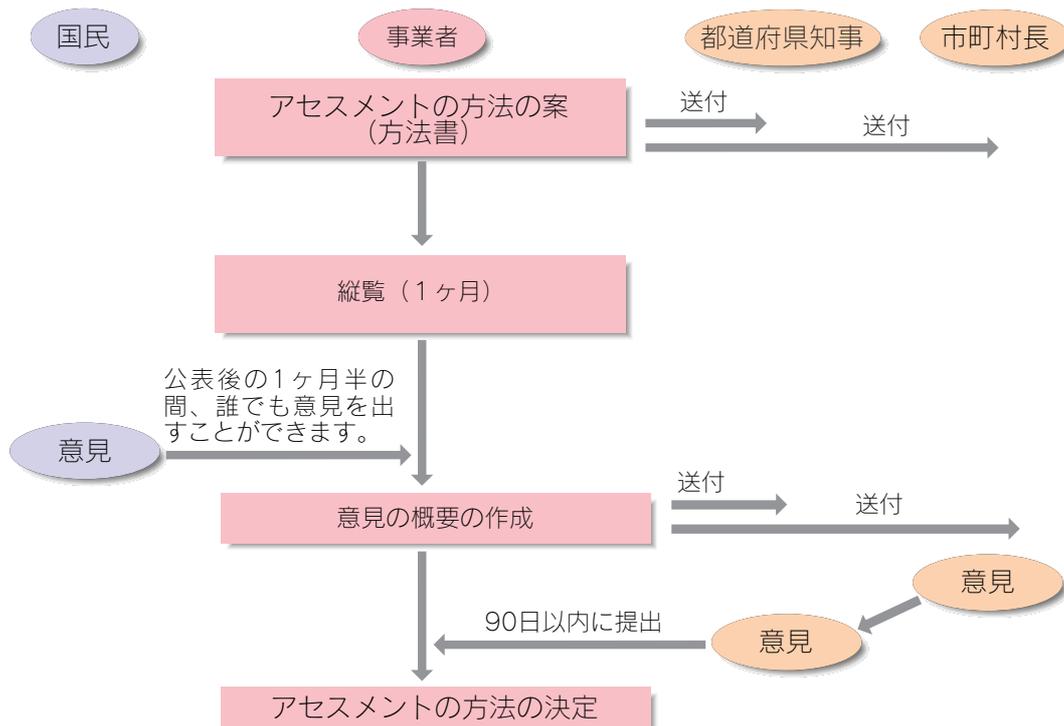
事業計画の早い段階でのアセス

もう一度、より環境に配慮した案がないか考えましょう

地域の個性に応じたアセス

住宅地を通るので、騒音を特に詳しく調べます

スコーピングの手続き



環境アセスメントの対象項目

大気、水、土壌、騒音、振動、悪臭など

景観、触れ合い活動の場

植物、動物、生態系

廃棄物、温室効果ガスなど

特徴3 意見提出の機会の拡大

環境影響評価法以前の環境アセスメントでは、意見を提出できる人は、事業が実施される地域の住民に限られていました。環境影響評価法では、地域住民に限らず誰でも意見を提出できることとし、意見提出の機会を拡大しています。

また、スコーピングの手続きの導入によって、環境アセスメントの方法についても意見を提出できるようになっていることも、大きな違いです。

環境アセスメントの実施

事業者は、スコーピングの手続きを行った上で定めた方法に従って、調査・予測・評価を行います。この検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、この対策がとられた場合における環境影響を総合的に評価します。

特徴4 目標クリア型からベスト追求型へ

環境影響評価法以前の環境アセスメントでは、事業者が目標を設定し、この目標を満たすかどうかの観点から評価を行っていました。もちろん、環境基準などの目標を達成するため、このような「目標クリア型」の環境アセスメントを行うことは重要なことです。

しかし、設定した目標よりもっと環境をよくするための取り組みが行われない、自然環境保全など客観的な目標を設定しにくい分野がある、などの問題点も指摘されていました。さらには、予測結果を恣意的に目標にあわせようとする「アワセメント」になっているのではないかという疑念が示されることもありました。

そこで、環境影響評価法では、事業者ができる限り環境への影響を小さくしたかどうかという観点からの評価を取り入れました。このような「ベスト追求型」の環境アセスメントを行うことにより、環境保全の観点からよりよい事業計画にしていこうという議論が、事業者を中心として、国民、地方公共団体の間で行われることが期待されます。

「目標クリア型」環境アセスメント

- ・ 固定的な目標が達成されるかどうか
- ・ 目標より環境をよくしようと思わない
- ・ 目標の作りにくい分野がある

「ベスト追求型」環境アセスメント

- ・ 複数案の比較検討や、実行可能なより良い対策をとっているかどうかの検討などにより、環境影響が回避、低減されているかどうか

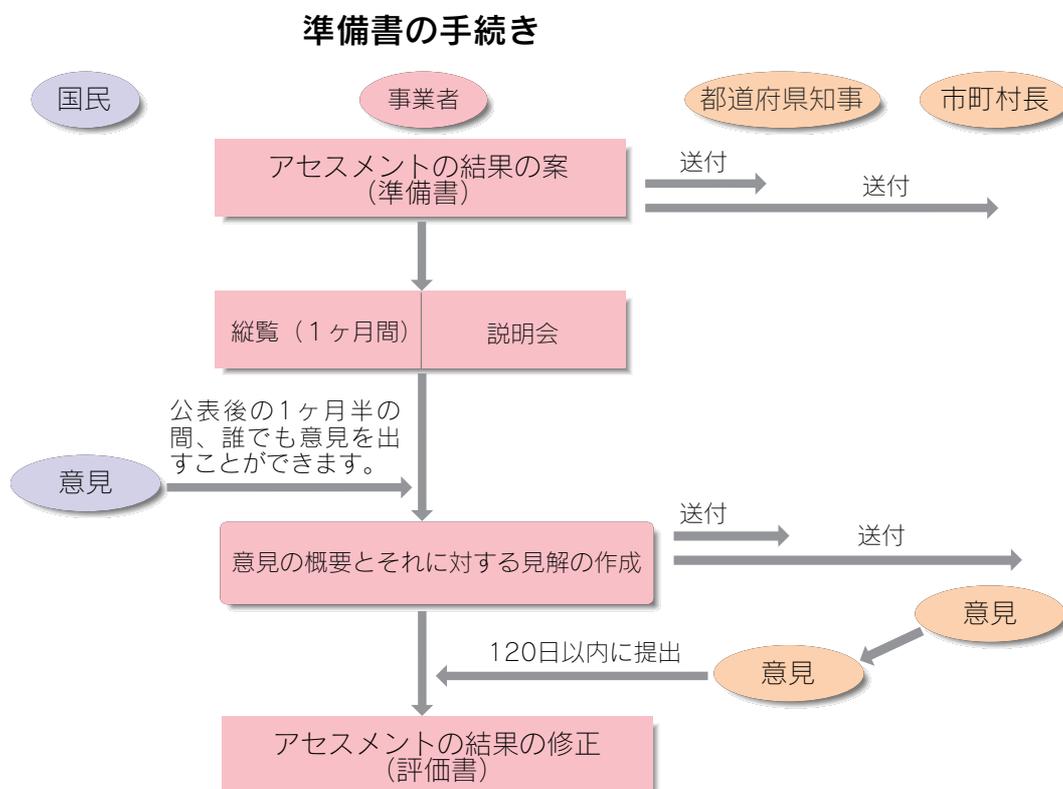
「準備書」の手続き

調査・予測・評価が終わると、次はその結果について意見を聴く手続きが始まります。

事業者は、「環境影響評価準備書」（準備書）を作成し、都道府県知事、市町村長に送付します。準備書とは、この調査・予測・評価・環境保全対策の検討を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものです。また、準備書を作成したことを公告し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所などで、1ヶ月間縦覧します。なお準備書は、内容も詳細かつ大部にわたることから、事業者は、縦覧期間中に準備書の内容を説明する説明会も開催します。

準備書の内容について、環境保全の見地からの意見のある人は誰でも、意見書を提出することができます。

事業者は、提出された意見の概要と意見に対する見解を都道府県知事と市町村長に送付します。その後、都道府県知事は、市町村長や一般の方々から提出された意見を踏まえて事業者に意見を述べます。



特徴5 準備書の記載内容の充実

環境影響評価法以前の環境アセスメントでは、調査・予測・評価の結果や環境保全のための対策が準備書に書いてあっても、それが適切なものかどうか分かりにくいという指摘がありました。

そこで、環境影響評価法による環境アセスメントでは、予測が不確実であることを明らかにして事業実施後に実際の影響を調べる旨を記載したり、環境保全対策が十分かどうか分かるように代替案の検討状況などの環境保全対策の検討の経緯を記載したりして、準備書が理解されやすいものとなるよう工夫しています。

「評価書」の手続き

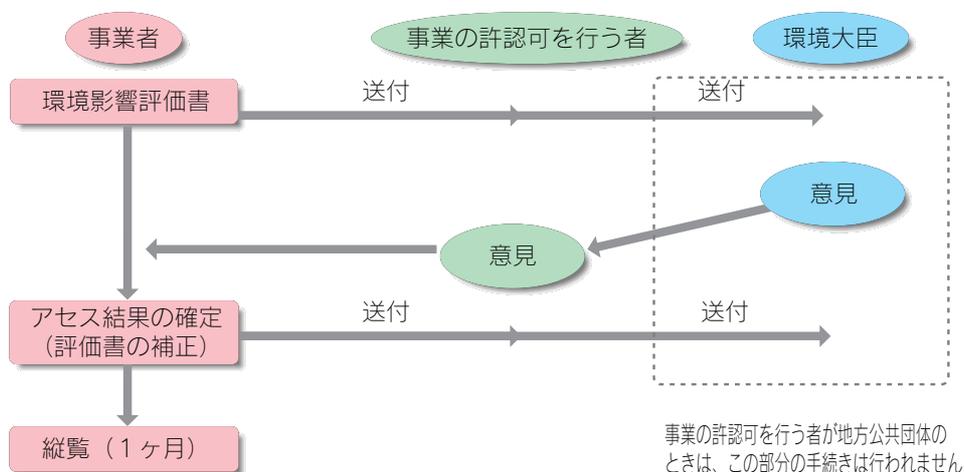
準備書の手続きが終わると、事業者は準備書に対する一般の方々、都道府県知事からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「環境影響評価書」（評価書）を作成します。

作成された評価書は、事業の許認可を行う者（例えば、道路や空港であれば国土交通大臣）と環境大臣に送付され、環境保全の見地から審査が行われます。審査の結果、環境大臣は必要に応じて事業の許認可を行う者に環境の保全の見地からの意見を述べ、事業の許認可を行う者は環境大臣の意見を踏まえて事業者に意見を述べます。

事業者は意見の内容をよく検討し、必要に応じて見直した上で、最終的に評価書を確定し、都道府県知事、市町村長、事業の許認可を行う者に送付します。また、評価書を確定したことを公告し、地方公共団体の庁舎、事業者の事務所などで、1ヶ月間縦覧します。

なお、評価書を確定したことを公告するまでは、事業を実施することはできません。

評価書の手続き



特徴6 環境大臣の意見

環境アセスメントは、事業者が中心となって、環境保全の観点からよりよい事業計画を考えていく仕組みです。そこで、環境アセスメントの結果が適切かどうかを、事業者以外の者が判断することが必要となります。

環境影響評価法以前の環境アセスメントでは、事業の許認可を行う者（国土交通大臣、経済産業大臣など）がこの判断を行い、環境大臣は求められたときだけ意見を述べていました。

しかし、事業の許認可を行う者は事業を推進する立場にあると見られることがあるため、環境影響評価法では、環境の保全に責任を持つ環境大臣が、基本的にすべての事業について必要があれば意見を述べるができるようにしています。

事業内容の決定への反映

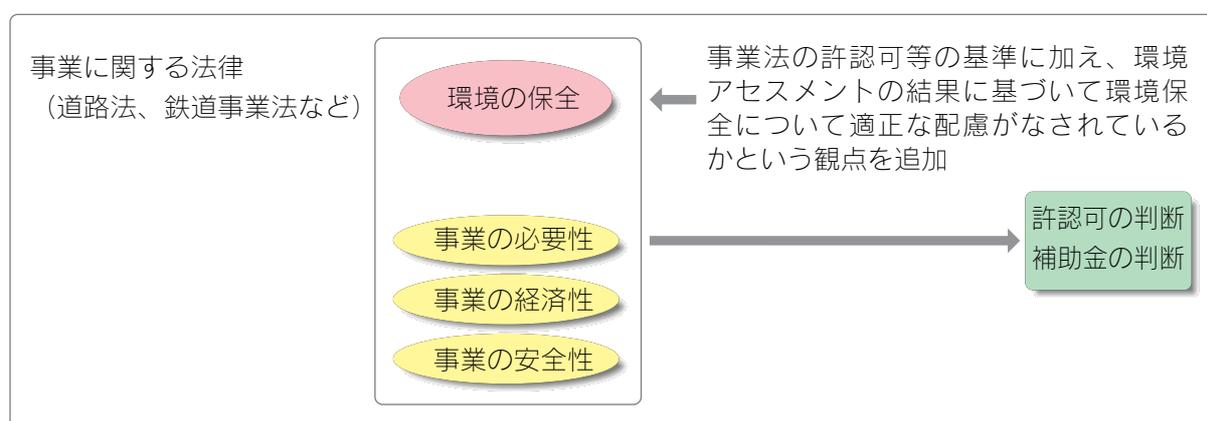
評価書が確定し、公告・縦覧が終わると環境アセスメントの手続きは終了します。

しかし、事業者が単に環境アセスメントを行うことだけが目的ではなく、環境アセスメントの結果が実際の事業計画に反映されることも重要です。

環境影響評価法の対象となる事業は、国などの許認可を受けたり、国の補助金を受けたりして行う事業か、国が自ら行う事業です。つまり、事業を行ってよいかどうかを、行政が最終的に決定できるということです。

しかし、事業に関する法律（道路法、鉄道事業法など）に基づく許認可や補助金の交付に当たっては、事業が環境の保全に適正に配慮しているか否かについて審査されていない場合があります。

そこで、環境影響評価法では、環境の保全に適正に配慮していない場合は許認可や補助金の交付をしないようにする規定を設けています。



事後調査

事後調査とは、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査のことで、事業者は、その結果を踏まえ、評価書に記載された環境保全対策を実際に行う必要があるかどうかを判断します。事後調査の必要性は、次の場合に、環境への影響の重大性に応じて検討します。

- (1) 予測の誤差が大きい可能性がある場合
- (2) 実績の少ない環境保全対策を行う場合など

なお、事後調査の結果については、今後の対応の方針も含め、原則として公表することとされています。

特例

事業が都市計画に定められる場合

- ・環境アセスメントの手続きは、都市計画を定める手続きとあわせて行われます。
- ・事業者の代わりに、都市計画を定める都道府県等が手続きを行います。
- ・環境アセスメントの結果は、都市計画にも反映されます。

港湾計画の場合

- ・事業についての環境アセスメントではなく、計画についての環境アセスメントです。
- ・スクリーニング、スコーピングは行われません。

発電所の場合

- ・方法書や準備書に対して、国（経済産業省）も意見を述べます。
- ・特例の部分は、環境影響評価法ではなく、電気事業法に規定されています。

地方公共団体の制度の現況

地方公共団体も、独自の環境アセスメント制度を設けており、すべての都道府県・政令指定都市に条例による制度があります。

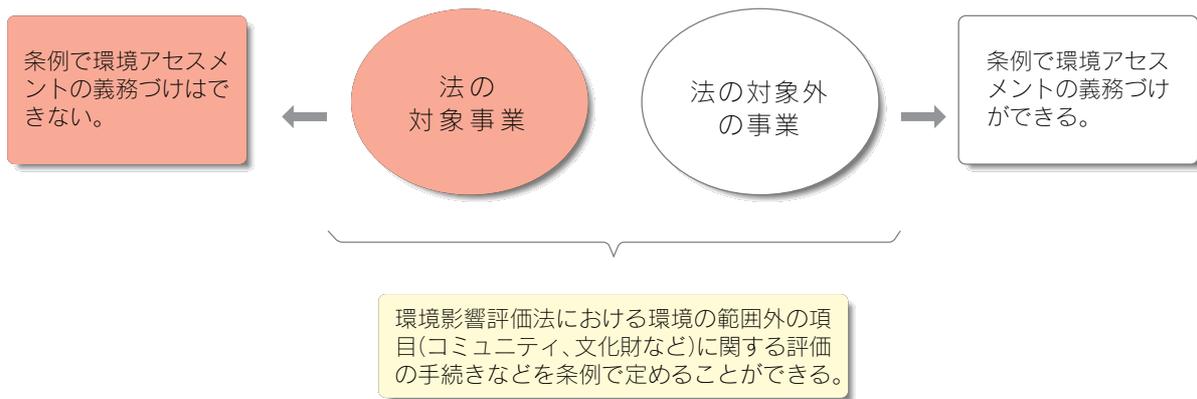
地方公共団体の制度は、環境影響評価法と比べ、対象事業の種類を多くする、小規模の事業を対象にする、公聴会を開催して住民などの意見を聴く、第三者機関による審査の手続きを設ける、手続きに入る前の環境配慮を義務づける、手続きを行った後の事後モニタリングを義務づけるなど、地域の実情に応じた特徴ある内容のものとなっています。

環境影響評価法と条例の関係

地方公共団体の環境アセスメント制度は、地域の環境保全のためにとても重要な役割を果たしています。しかし、一つの事業について、環境影響評価法と地方公共団体の制度による手続きが重複して義務づけられることは、事業者にとって過度の負担となってしまいます。

そこで、環境影響評価法では、地方公共団体の環境アセスメント条例との関係についての規定を置き、手続きが重複したり、法の手続きの進行が妨げられることのないように配慮しています。

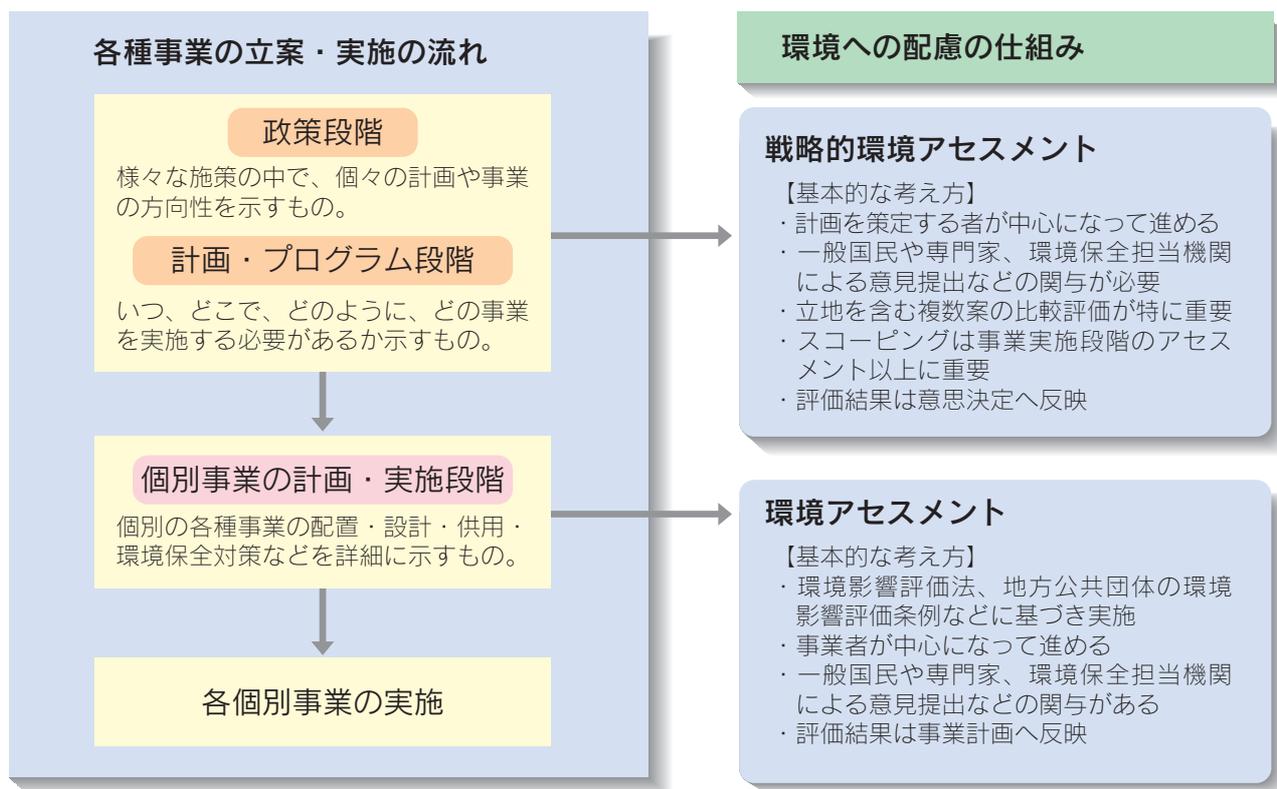
環境影響評価法と条例の関係



戦略的環境アセスメントとは

戦略的環境アセスメント（SEA）とは、個別の事業実施に先立つ「戦略的（Strategic）な意思決定段階」、すなわち、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策を対象とする環境アセスメントです。

早い段階からより広範な環境配慮を行うことができる仕組みです。



国の取り組み

環境影響評価法制定の際、国会の附帯決議の中で、戦略的環境アセスメントの必要性が指摘されたことから、環境省では有識者からなる「戦略的環境アセスメント総合研究会」を設け、主要諸国での導入状況の調査や研究を進めてきました。

こうした中、2006年（平成18年）4月に閣議決定された第3次環境基本計画において、上位計画を対象とする戦略的環境アセスメントに関する共通的なガイドラインの作成を図ることなどが盛り込まれました。

これを受けて、「戦略的環境アセスメント総合研究会」において共通的なガイドラインの取りまとめに向けた検討を行い、2007年（平成19年）4月に上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階における戦略的環境アセスメントの共通的な手続、評価方法等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」を公表しました。現在、事業の特性や同ガイドラインなどを踏まえて、取組についての検討や実施事例の積み重ねを進めています。また、より上位の計画や政策の決定にあたっての戦略的環境アセスメントに関する検討を進めます。

環境影響評価情報支援ネットワーク

環境省は、環境アセスメントに関する情報について、インターネットによる情報提供を行っています。

URL : <http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html>

環境影響評価情報支援ネットワークでは、次のような情報を提供しています。

- ・ 環境アセスメントガイド
- ・ 手続き中の環境アセスメント情報
- ・ 環境アセスメントの事例検索等

環境影響評価書の閲覧

国の環境アセスメント制度による環境影響評価書は、(社)日本環境アセスメント協会(JEAS 事務局)において閲覧が可能です(一部を除く)。

開館日：月曜～金曜日（休館日：土曜・日曜・祝日）
閲覧時間：午前10時～午後4時（昼休み：正午～午後1時）

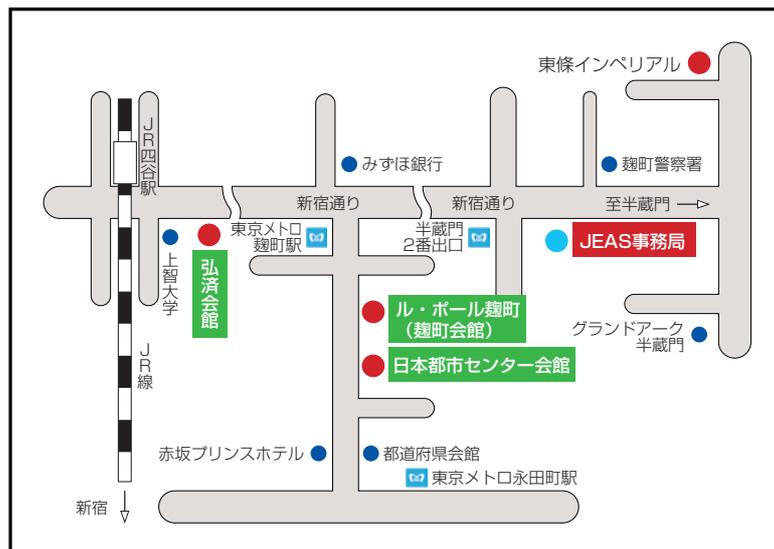
コピーサービス等の詳細については、お手数ですが、(社)日本環境アセスメント協会にお問い合わせ下さい。また、閲覧のために来局する場合には、事前に御連絡下さい。

(社)日本環境アセスメント協会

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町1-3-7 日月館麹町ビル2階

TEL：03-3230-3583 FAX：03-3230-3876

URL:<http://www.jeas.org/>



環境アセスメントに関するご意見・ご質問は、環境省環境影響評価課または、net-iken@env.go.jpまでお寄せください。(ただし、個々の事業の環境アセスメントに対するご質問には、お答えしかねますのでご了承下さい。)

都道府県・政令指定都市の環境アセスメント担当部局一覧

(平成20年11月1日現在)

自治体名	〒	住所	担当部局名	直通電話(※は代表)
北海道	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	環境生活部環境局環境政策課環境推進グループ	011-204-5190
青森県	030-8570	青森市長島1丁目1-1	環境生活部環境政策課	017-734-9242
岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	環境生活部環境保全課	019-629-5359
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8-1	環境生活部環境政策課	022-211-2664
秋田県	010-8570	秋田市山王4丁目1-1	生活環境文化部環境あきた創造課環境管理室	018-860-1601
山形県	990-8570	山形市松波2丁目8-1	文化環境部みどり自然課	023-630-3042
福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	生活環境部環境評価景観室	024-521-7250
茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	生活環境部環境政策課	029-301-2940
栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1丁目1-20	環境森林部環境森林政策課	028-623-3186
群馬県	371-8570	前橋市大手町1丁目1-1	環境森林部環境政策課	027-226-2815
埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3丁目15-1	環境部温暖化対策課	048-830-3041
千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	環境生活部環境政策課環境影響評価・指導室	043-223-4135・4138
東京都	163-8001	新宿区西新宿2丁目8-1	環境局都市地球環境部環境影響評価課	03-5388-3440
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	環境農政部環境計画課	045-210-4070・4072
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	県民生活・環境部環境企画課	025-280-5149
富山県	930-8501	富山市新総曲輪1-7	生活環境文化部環境政策課	076-444-3141
石川県	920-8580	金沢市鞍月1丁目1	環境部環境政策課	076-225-1463
福井県	910-8580	福井市大手3丁目17-1	安全環境部環境政策課	0776-20-0303
山梨県	400-8501	甲府市丸の内1丁目6-1	森林環境部環境創造課	055-223-1503
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	環境部自然保護課	026-235-7163
岐阜県	500-8570	岐阜市藪田南2丁目1-1	環境生活部地球環境課	※058-272-1111
静岡県	420-8601	静岡市追手町9-6	県民部環境局 生活環境室	054-221-2205
愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸3丁目1-2	環境部環境活動推進課環境影響評価グループ	052-954-6211
三重県	514-8507	津市広明町13	環境森林部水質改善室	059-224-3145
滋賀県	520-8577	大津市京町4丁目1-1	琵琶湖環境部琵琶湖再生課流域環境管理担当	077-528-3458
京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	文化環境部環境管理課	075-414-4707
大阪府	540-0008	大阪市中央区大手前2丁目1-2	環境農林水産部環境管理室環境保全課	06-6944-9250
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5丁目10-1	農政環境部環境管理局環境影響評価室	078-362-9086
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30	くらし創造部景観・環境局環境政策課	0742-27-8734
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1	環境生活部環境政策局環境生活総務課	073-441-2674
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1丁目220	生活環境部環境立県推進課	0857-26-7205
島根県	690-8501	松江市殿町1	環境生活部環境政策課	0852-22-5277
岡山県	700-8570	岡山市内山下2丁目4-6	生活環境部環境政策課	086-226-7299
広島県	730-8511	広島市中区基町10-52	環境県民局環境部環境保全課環境評価・瀬戸内海グループ	082-513-2925
山口県	753-8501	山口市滝町1-1	環境生活部環境政策課環境アセスメント班	083-933-2933
徳島県	770-8570	徳島市万代町1丁目1	県民環境部環境局環境管理課生活環境保全室	088-621-2294
香川県	760-8570	高松市番町4丁目1-10	環境森林部環境政策課	087-832-3213
愛媛県	790-8570	松山市一番町4丁目4-2	県民環境部環境局環境政策課	089-912-2347
高知県	780-8570	高知市丸ノ内1丁目2-20	文化環境部環境共生課	088-823-9792
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	環境部自然環境課	092-643-3368
佐賀県	840-8570	佐賀市城内1丁目1-59	くらし環境本部地球温暖化対策課	0952-25-7079
長崎県	850-8570	長崎市江戸町2-13	環境部環境政策課	095-895-2355
熊本県	862-8570	熊本市水前寺6丁目18-1	環境生活部環境保全課	096-333-2269
大分県	870-8501	大分市大手町3丁目1-1	生活環境部生活環境企画課	097-506-3021
宮崎県	880-8501	宮崎市橋通東2丁目10-1	環境森林部環境管理課	0985-26-7082
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	環境生活部環境政策課	099-286-2587
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1丁目2-2	文化環境部環境政策課環境評価班	098-866-2183
札幌市	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	環境局環境都市推進部環境マネジメント担当課	011-211-2879
仙台市	980-0811	仙台市青葉区一番町4丁目7-17	環境局環境部環境管理課	022-214-0013
さいたま市	330-9588	さいたま市浦和区常盤6丁目4-4	環境局環境共生部環境対策課	048-829-1332
千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	環境局環境保全部環境調整課	043-245-5141
横浜市	231-0017	横浜市中区港町1丁目1	環境創造局環境保全部環境影響評価課	045-671-2495
川崎市	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	環境局環境評価室	044-200-2155
新潟市	951-8550	新潟市中央区学校町通1番町602-1	環境部環境対策課地球温暖化対策室	025-226-1363
静岡市	420-8602	静岡市葵区追手町5-1	環境局環境創造部環境総務課	054-221-1077
浜松市	432-8550	浜松市中区鴨江2丁目11-2	環境部環境企画課	053-453-6146
名古屋市	460-8508	名古屋市中区三の丸3丁目1-1	環境局地域環境対策部地域環境対策課環境影響評価係	052-972-2697
京都市	604-8101	京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65京都朝日ビル4F	環境局環境企画部環境管理課	075-213-0930
大阪市	559-0034	大阪市住之江区南港北1丁目14-16WTCビル36階	大阪市環境局環境保全部環境管理担当	06-6615-7938
堺市	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	環境局環境共生部環境共生課	072-228-7440
神戸市	650-8570	神戸市中央区加納町6丁目5-1	環境局環境評価共生推進室	078-322-5316
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	環境局エネルギー・温暖化対策部環境保全課環境管理係	082-504-2097
北九州市	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1	環境局環境監視部環境保全課	093-582-2290
福岡市	810-8620	福岡市中央区天神1丁目8-1	環境局環境対策推進部環境調整課	092-733-5389

環境省総合環境政策局 環境影響評価課

〒100-8975
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
電話03(5521)8236(ダイヤルイン)

2009年1月発行



このパンフレットは再生紙を使用しています。